

## 「大阪市立鶴見区老人福祉センター」愛称募集要綱

### 1 募集の目的

大阪市立鶴見区老人福祉センター（以下「センター」）は、高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するとともに、高齢者の地域福祉活動を支援することを目的として、老人福祉法に基づいて設置された老人福祉施設です。

区民のみなさまに愛され、親しんでいただくとともに、60歳以上の方に広く当センターを活用して社会活動をしていただくことを目的として、センターの愛称を公募します。

### 2 応募資格

大阪市にお住まいの方

### 3 応募方法

次の事項を記入のうえ、封書、ファックス、メール、持参にてご応募ください。

### 4 応募条件

応募条件は、自作で未発表のものであること。

### 5 応募先

大阪市立鶴見区老人福祉センター

住 所 〒538-0052 大阪市鶴見区横堤5丁目5番51号

電 話 (06) 6912-3351

F A X (06) 6912-6130

E-mail rjfc70tm@fancy.ocn.ne.jp

### 6 募集期間

令和元年11月1日（金）～12月28日（土）【必着】

封書の場合は

### 7 選定方法

別に設ける愛称選定委員会による選考により決定します。

### 8 発表

当選発表は結果をもって代えさせていただき、愛称として採用された作品は、大阪市鶴見区広報紙「広報つるみ」、大阪市鶴見区ホームページ、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会ホームページ等で令和2年3月下旬以降に発表します。

### 9 愛称の使用期間

選定された愛称の使用期間は令和2（2020）年4月1日より令和5（2023）年3月31日までの3年間とします。

### 10 その他

- (1) 応募内容に不備がある場合には、無効とする場合があります。
- (2) 採用された愛称の全ての著作権は大阪市に帰属し、応募者は著作者人格権を行使しないものとします。

- (3) 応募者は、採用された愛称について商標登録をしないものとします。
- (4) 採用作品は、その一部を変更又は補作・修正することがあります。
- (5) 同じ読み方の愛称であっても、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット等で標記が異なる場合には別作品とみなします。
- (6) 応募された方の個人情報は、本愛称募集以外には使用しません。
- (7) 応募作品の返却はいたしません。
- (8) 今回、募集するのは愛称ですので、大阪市立老人福祉センター条例（平成 16 年 3 月 5 日条例第 16 号）で定める「大阪市立鶴見区老人福祉センター」の名称は変わりません。
- (9) 次の場合は、いずれの応募も無効になります。
  - ①公序良俗、法令の定めに反するもの及び著作権その他第三者の権利を侵害するもの。
  - ②応募の記入欄に不備がある場合や、住所・連絡先が不明などの理由によりご連絡が不可能な場合。

**[お問い合わせ先・事務局]**

大阪市立鶴見区老人福祉センター

住 所 〒538-0052 大阪市鶴見区横堤 5 丁目 5 番 51 号

電 話 (06) 6912-3351

F A X (06) 6912-6130

E-mail rjfc70tm@fancy.ocn.ne.jp